農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

南あわじ市長 守本 憲弘

記

- 1. 協議の場を設けた区域の範囲 神代社家地区
- 協議の結果をとりまとめた年月日 令和3年3月17日
- 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
  - 〇 経営体数

法人0 経営体個人7 経営体集落営農(任意組織)1 組織

- 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか。 担い手はいるが十分ではない。
- 5. 農地中間管理機構の活用方針 規模縮小農家や離農希望農家については、農地調整を行い、新規就農者と集落営農組織よりカバーしていく。
- 6. 地域農業の将来のあり方

「自分の農地は自分で守る」の基本方針のもとで、集落営農組織を利用して水稲の期間借地を行い、 集落営農組織で作業受託ができる体制を作っていきたい。集落営農組織はメインの機械はもたない。 地区民はコミュニケーションがしっかりとれているため個々についてオペレーターをお願いしてい る。

農業機械のオペレーターを増やすために育成が急務であり、新規就農者の掘り起しなどを進める。